

令和6年4月26日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和6年度4月総会を日置市東市来文化交流センター2階大会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第 1 号 農地等の現況に係る報告審議について	(1 件)
議案第 1 号 農業振興地域整備計画変更審議について	(1 件)
議案第 2 号 農地法第3条許可申請書審議について	(10件)
議案第 3 号 農地法第4条許可申請書審議について	(1 件)
議案第 4 号 農地法第5条許可申請書審議について	(4 件)
議案第 5 号 非農地証明願出書審議について	(1 件)
議案第 6 号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1 件)
議案第 7 号 農用地利用集積計画審議について	(27件)
議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(21件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 眞憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 鉾之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
13 番 満尾 修一	14 番 今村 龍太郎	15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20 番 佐藤 洋三	21 番 松崎 秀樹	22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹
24 番 有村 昭郎	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文	
28 番 樋元 和則	29 番 濱崎 浩一	30 番 田中 博視	31 番 有馬 孝一
32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和	34 番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1 人)

27 番 池田 直人

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	成田 郷	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	迫田 多恵子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和6年度4月定例総会を開会します。

本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。

なお、(池田)委員から欠席届が提出されています。

それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、4番「重水 賢治」委員と5番「山口 義廣」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、報告第1号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。
番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。
なお、処理期限の関係上、鹿児島地方法務局へは報告済です。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

15番 報告第1号の番号1について報告いたします。
令和6年4月1日、私と副の黒葛委員は事務局職員と現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
現況地目は、山林です。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、報告第1号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。

会長 次に、日程第3、議案第1号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の5頁をご覧ください。1件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1の種別は除外です。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

10番 議案第1号の番号1について報告いたします。
令和6年4月16日、私と日吉地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況からみて、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件のすべてを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何か質疑等ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第1号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第1号について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。

会長 次に、日程第4、議案第2号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

まず、説明に入ります前に、10頁の番号10につきまして、4月23日に取下げ願いが提出されましたので、議案からの削除をお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。8頁から10頁の10件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は121,839㎡、作物はミシマサイコです。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,609㎡、作物は水稻です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,170㎡、作物は野菜です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は862㎡、作物は野菜です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は201㎡、作物は野菜です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は12,947㎡、作物はお茶です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,120㎡、作物は水稻です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は659㎡、作物は椎茸です。

番号9の権利種別は使用貸借権設定、権利取得後の経営面積は3,379㎡、作物は自然薯です。

(番号10は取下げのため削除)

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,081㎡、作物は牧草です。

以上、計10件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

3番 議案第2号の番号1について報告いたします。

令和6年4月20日、私と副の西園委員は、東芳男氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 つづいて、議案第2号の番号2について報告いたします。

令和6年4月23日、私と副の有馬委員は、山口茂樹氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第2号の番号3について報告いたします。

令和6年4月23日、私と副の永野委員は、柳沢さんの立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第2号の番号4と番号5について報告いたします。

令和6年4月22日、私と副の榎園委員は、伊集院一文氏の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 つづいて、議案第2号の番号6について報告いたします。

令和6年4月23日、私と副の榎園委員は、新山氏の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第2号の番号7について報告いたします。

令和6年4月22日、私と副の松崎委員は、新村行政書士の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第2号の番号8について報告いたします。

令和6年4月20日、私と副の奥会長は、池田氏の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 つづいて、議案第2号の番号9について報告いたします。

令和6年4月20日、私と副の奥会長は、廣庭さんの立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中及び草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第2号の番号11について報告いたします。

令和6年4月22日、私と副の山口委員は、新山氏の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。 議案第2号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第2号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第2号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第3号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の22頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、貸資材置場・貸駐車場です。

なお、既に、転用済みのため始末書を添付しての申請です。

以上1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

16番 議案第3号の番号1について報告いたします。

令和6年4月23日、私と副の南田委員は、岡行政書士の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第3号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第3号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第3号の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第4号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 25頁をご覧ください。4件です。

番号1の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、現場事務所、駐車場、資材置場、権利種別は賃借権設定です。

なお、既に転用済みで、始末書を付けての申請となります。

番号3の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

なお、既に転用済みで、始末書を付けての申請となります。

番号4の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

以上、4件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第4号の番号1について報告いたします。

令和6年4月23日、私と副の池田委員は、岡行政書士の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日置市役所から南東約0.4kmに位置するため、鉄道の駅、市役所その他これらに類する施設の周囲おおむね500m以内の区域内にある農地であるので、第2種農地500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第4号の番号2について報告いたします。

令和6年4月23日、私と副の永野委員は、申請人の平峯氏立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、農用地区域内農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番

続いて、議案第4号の番号3について報告いたします。

令和6年4月23日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第4号の番号4について報告いたします。

令和6年4月24日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第4号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第4号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第4号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第7、議案第5号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の31頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

5番

議案第5号の番号1について報告いたします。

令和6年4月23日、私と副の満尾委員は、税所氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第5号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第5号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第5号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第6号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の34頁をご覧ください。議案第6号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。

番号1 東市来町伊作田 登記地目は畑、登記面積は792㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、「山林」と判断しました。

以上、田は無し、畑1筆、面積792㎡、合計面積792㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第6号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第6号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第9、議案第7号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

重水 賢治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 38項の利用権設定分の番号3、番号4です。貸借です。

面積について、田が1,236㎡、計1,236㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の重水賢治委員が関係する利用権設定の番号3及び番号4の案

件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

重水委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着 席]

会長 次に、下池健吾委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

22番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 39項の利用権設定分の番号9、番号10です。貸借です。

面積について、畑が2,115㎡、計2,115㎡、うち再設定面積は2,115㎡、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の下池委員が関係する賃借権の番号9及び番号10の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の下池委員が関係する賃借権の番号9及び番号10の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

下池委員に着席の連絡をしてください。

20番 [着 席]

会長 次に、議案第7号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。37頁の番号1、番号2になります。売買です。

面積について、畑が3,057㎡、計3,057㎡、作物は甘藷です。

次に利用権設定分です。資料の38～42頁です。貸借です。

面積について、田は18,055㎡、畑は12,375㎡、計30,430㎡、うち再設定面積は11,078㎡、利用権設定件数は21件、うち再設定件数は9件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第7号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第10、議案第8号 「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますの

で、退席をお願いします。

2番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 44頁の農地中間管理事業分の番号8です。貸借です。

面積について、田が 806㎡、計 806㎡、利用権設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第8号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号8の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第8号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号8の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着 席]

会長 次に、田中 宏和委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

33番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 46項の農地中間管理事業分の番号19です。貸借です。

面積について、田が 2,782㎡、計 2,782㎡、利用権設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第8号の田中委員が関係する農地中間管理事業の番号19の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第8号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号19の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

田中委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着 席]

会長 議案第8号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の44項～46項です。貸借です。

面積について、田は 8,330㎡、畑は 9,762㎡、計18,092㎡、利用権設定件数は19件です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第8号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第8号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 令和6年度4月総会を閉会します。

(閉会 9時55分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 奥 和俊

4番 重 永 賢 治

5番 山 口 義 廣

